

平成 23 年 5 月 26 日

ZAPPALLAS

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ザ ッ パ ラ ス
(コード番号 3770 東証第一部)
本 社 所 在 地 東 京 都 澁 谷 区 恵 比 寿 一 丁 目 19 番 19 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 C E O 平 井 陽 一 朗
問 合 せ 先 執 行 役 員 小 林 真 人
T E L 0 3 - 5 4 7 5 - 7 1 3 3 (代 表)
U R L <http://www.zappallas.com/>

(訂正) 株式報酬型ストックオプション (新株予約権) の割当 に関するお知らせの一部訂正について

平成 23 年 5 月 25 日発表の「株式報酬型ストックオプション (新株予約権) の割当に関するお知らせ」について、一部記載に誤りがありましたので、下記のとおり開示資料を訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

(訂正前)

9. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 6. に準じて決定する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
下記 11. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。
11. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は上記 5. の期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り新株予約権を行使することができるものとする。
 - (2) 前項の規定にかかわらず、新株予約権者は、以下に定める場合 (ただし上記 8. に従って新株予約権者に新株予約権が交付される場合を除く。) には下記に定める期間内に限り本新株予約権を行使できるものとする。

(訂正後)

9. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 7. に準じて決定する。

(8) 新株予約権の取得条項

下記 12. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記 11. に準じて決定する。

11. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は上記 6. の期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、新株予約権者は、以下に定める場合（ただし上記 9. に従って新株予約権者に新株予約権が交付される場合を除く。）には下記に定める期間内に限り本新株予約権を行使できるものとする。

以上